

# 危険空家等<sup>(※)</sup>の 解体費用を助成します 上限 50 万円 (解体にかかる工事費用の2/5)

市民の安全や周辺の生活環境の保全を図るため、危険空家等<sup>(※)</sup>の解体について補助金を交付します。

## 1 補助対象の空き家等について

※申請の前に、必ず事前にご相談ください。

### 危険空家等<sup>※</sup>

- ① 市が「特定空家等」と認定した空き家で、そのまま放置すれば倒壊等のいちじるしく保安上の危険となるおそれがあると判断したもの
- ② 空家等危険度判定基準において、評点の合計が市で定めた基準以上と判定された建築物で、その周辺の生活環境を阻害していると認められるもの《②のガイドライン》
  - 基礎・土台・柱又ははりの腐朽、破損又は変形がいちじるしく、崩壊の危険があるもの、又は現に大部分が崩壊しているもの
  - 基礎に不同沈下があるもの、又は柱の傾斜がいちじるしいもの
  - はりが腐朽し、又は破損しているもの
  - 屋根がいちじるしく変形したもの
  - 外壁の仕上げ材料のはく落、腐朽又は破損により、いちじるしく下地が露出しているもの
  - 柱が傾斜しており、屋根ぶき材料にいちじるしい剥落があるもの

## 2 その他

- ① 所有者が複数名いる場合は、全員の同意が必要です。
- ② 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による命令を受けているものは対象になりません。
- ③ 解体事業者による解体工事である必要があります。
- ④ 動産（移動できる家具や物品等）の処分費用は対象外となります。

### 注意

補助金交付申請をする以前に、工事に着手した場合は、補助の対象になりませんので、ご注意ください。

【問合せ先】 加賀市役所 建設部 建築課

〒 922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地

☎ 0761-72-7936 E-mail : kenchikuka@city.kaga.lg.jp